

第10章 参考

1 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議について

- 地域推進方針の進行については、推進事業ごとに次に示す各会議委員と協議しながら進めます。また、各推進方針に記載される医療機関等のデータに変更が生じた場合については、各会議に示しながら変更していきます。

- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱
- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領
- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 難病対策専門部会運営要領
- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領

2 地域推進方針の周知について

- 地域推進方針については、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）のホームページで公表するとともに、市町、関係機関・団体に対し周知します。

上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 上川中部地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 上川中部地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから北海道上川総合振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
- (2) 保健医療福祉サービスの提供者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、議事及びその他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が委員から指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、次条により設置された専門部会委員を含めた連携推進会議を開催できる。
- 3 会長が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部会構成委員をもって組織する。

(事務局)

第7条 事務局は、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、委員と協議のうえ定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年6月5日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、設置時における委員の任期は平成22年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領

第1 目的

この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第5条の規定に基づき設置する在宅医療専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この部会は「在宅医療提供体制強化事業実施要綱第2の1（1）」に基づく「多職種連携協議会」とみなすものとする。

第2 所掌事項

部会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 在宅医療（終末医療を含む）の提供体制に関すること。
- (2) 医療と介護の連携に関すること。
- (3) 在宅医療における多職種連携に関すること。
- (4) その他、部会の目的達成のため必要と認められること。

第3 組織

部会は、別紙の構成員をもって組織する。

- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものををもって充てる。
なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。

第4 運営

会議は、必要の都度、会長が招集する。

なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。

第5 庶務

部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）企画総務課において処理する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。

附則

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

平成29年11月6日一部改正

上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議難病対策専門部会運営要領

第1 目的

この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第5条の規定に基づき設置する難病専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この部会は「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、二次保健医療福祉圏域毎に設置する「難病対策地域協議会」とみなすものとする。

第2 所掌事項

部会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 難病対策に係る地域の課題に関すること。
- (2) 地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 難病対策に係る生活・雇用に関すること。
- (4) その他、部会の目的達成のため必要と認められること。

第3 組織

部会は別紙の構成員をもって組織する。

- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものををもって充てる。
なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。
- 4 部会には、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループは部会構成員のほか、必要に応じて、委員以外から出席させることができる。

第4 運営

会議は、必要の都度、会長が招集する。

なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。

第5 庶務

部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）健康推進課において処理する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。

附則

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

平成29年11月6日一部改正

令和6年8月16日一部改正

上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領

第1 目的

この要領は、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 所掌事項

部会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 地域の救急医療体制の確保に関すること。
- (2) 救急医療に係る関係機関の連携調整に関すること。
- (3) その他、救急医療の推進に関すること。

第3 組織

部会は、救急医療に関し識見する次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 関係行政機関（各市町）の職員（救急担当課長又は主幹等）
 - (2) 関係団体（郡市医師会）の救急担当理事
 - (3) 救急医療機関等（救急医療に精通した救命救急センター等）の医療関係者（医師）
 - (4) 救急搬送機関（消防機関）の職員（救急担当課長又は主幹等）
 - (5) その他必要と認められる者
- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員がかけた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 部会に会長を置き、構成員が互選した者を充てる。

第4 会議

部会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。

また、会長が退任した後の会議の招集は、事務局が選定した構成員を会長（仮）と定め、直近の会議において全ての構成員から会長を選任する。

第5 庶務

部会の庶務は、上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。

第6 その他

この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。

附則

この要領は、平成20年7月16日から施行する。

- | | | | |
|-------|-----|-----|------|
| 平成22年 | 4月 | 1日 | 一部改正 |
| 平成24年 | 4月 | 1日 | 一部改正 |
| 平成28年 | 9月 | 14日 | 一部改正 |
| 平成29年 | 11月 | 6日 | 一部改正 |
| 令和2年 | 11月 | 4日 | 一部改正 |